



平成 21 年 8 月 27 日

各医師会長 殿

福岡県久留米保健福祉環境事務所
(総務企画課 企画指導係)

「新型インフルエンザと診断された方・その周囲の方へ」のチラシについて

地域保健医療の推進につきましては、日頃より多大なるご尽力をいただき、誠に有り難うございます。「新型インフルエンザと診断された方・その周囲の方へ」のチラシ（案）を送付いたします。ご利用下さい。

また、平成 21 年 8 月 25 日に交付された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令」関係の施行通知の文書については、現在、県の決裁を待っており、発送の準備を行っている最中です。

なお、改正の概要については、下記の内容となります。

1 学校や施設等で集団発生を疑ったら保健所へ連絡する。発生届の提出は当分の間不要となった。医師は、インフルエンザ様症状を呈する患者を診断した場合、当該患者の属する施設において新型インフルエンザの集団発生が疑われると判断した場合は、これまでと同様に保健所にご連絡ください。新型インフルエンザの症例定義は、これまでと変更ありません。今回の改正で、当分の間、新型インフルエンザ（A/H1N1）の患者（疑似症患者を含む）無症状病原体保有者等について、医師の届出は不要となりました。

2 クラスターサーベイランスの PCR 検査は原則として実施しない。これまで、学校や施設などの集団に対して実施していたクラスターサーベイランスにおいて実施していた PCR 検査は、原則として実施しないことになりました。しかし、入院サーベイランスなどではこれまでどおり PCR 検査を実施します。また、基礎疾患を有する者等で重症化するおそれが高い者が集団で生活する施設等において集団発生が疑われる場合などは、状況に応じて PCR 検査を実施予定です。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 毛利康茂
新型インフルエンザ対策委員会
会長 丸山 泉

インフルエンザと診断された方・その周囲の方へ

現在、新型インフルエンザが流行しています。インフルエンザと診断された方は、なるべく他の人にうつさないよう下記のことに協力下さい。

【インフルエンザと診断された方へ】

1. 医師の指示に従って、外出を控えてください。学校・塾・クラブ・職場・施設等の集団に属している方は、集団の管理者に「お休み」の連絡する際に、インフルエンザと診断されていることも一緒に伝えましょう。
2. 咳・くしゃみが出ている間はマスクを着用する等、咳エチケットを守りましょう。
3. 処方されたお薬は医師の指示どおりに最後まで飲みましょう。
(症状がなくなっても最後まで飲みきってください。)
4. 万一、症状が悪化したり、お薬の副作用と思われるような症状が出た場合は、主治医に相談しましょう。
5. 水分補給と十分な睡眠をとりましょう。

＜外出や登校・出勤を再開する目安について＞

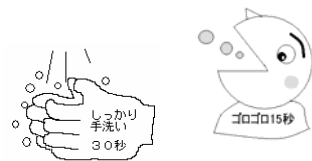
新型インフルエンザについては発熱などの症状がなくなってからもしばらく感染力が続く可能性がありますので、次の期間はできるだけ外出しないように心がけましょう。

熱が下がってから2日目まで または

発熱や咳、のどの痛みなどの症状が始まった日の翌日から7日目まで

【インフルエンザと診断された方の周囲の方へ】

1. 患者を看護した後など、うがい・手洗いをしましょう。
2. 患者と接する時には、なるべくマスクを着用しましょう。
3. 可能なら患者とは別の部屋で過ごしましょう。
4. 一週間程度は、ご自身の体調に十分注意しましょう。
特に、持病をお持ちの方、妊娠している方は、念のためかかりつけ医に相談しましょう。
5. 発熱や咳などの症状が出現した場合は、
 - ① 通勤・通学など外出を控えましょう。
 - ② 咳エチケットを守りましょう（裏面）。
 - ③ 医療機関に事前に連絡をしてその指示に従い、マスクを着用して受診しましょう。



お願い

クラブ・職場・施設等で集団感染が疑われる場合は、保健所が必要に応じて調査を行います。その際は、保健所から連絡があるかもしれませんので、ご協力をお願いします。